

## VI. 景観形成重点地区



### 1. 景観形成重点地区の抽出と地域指定の考え方

地域に点在する景観資源を核として、集落を含む周辺一帯の良好な景観形成を住民主体で目指す地域を「景観形成重点地区（以下、「重点地区」という。）」として抽出し、景観まちづくりの実現を推進します。

重点地区では、地域住民や関係団体との協働により、景観まちづくりの方針、区域の設定、行為の制限などを定めた「地区景観計画」を策定します。

住民の発意と合意のもと策定された規制・誘導の手法や地域状況に応じて、以下の指定を進めます。

- ①行為の制限となる届出対象行為や景観形成基準を地域で独自に設け、景観の誘導を図っていく地域・・・・・・・・景観形成地域
- ②都市計画に建築物の形態意匠の制限を定め、認定制度により規制の担保を図るなど、より積極的に良好な景観形成に取り組む地区・・・・・・・・景観地区
- ③都市計画区域以外で、相当数の建築物の建築が行われ、良好な景観の保全を図る必要がある地区・・・・・・・・準景観地区

#### ■景観形成重点地区抽出と地域・地区指定に向けてのフロー

